

事 務 連 絡
平成30年3月30日

各障害福祉サービス事業所等 管理者 様

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室
(施設福祉担当, 在宅福祉第一担当)

地域区分の変更について

平素は、本市の障害保健福祉行政の推進に御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、平成30年4月の報酬改定により、下記のとおり地域区分が変更されますので、お知らせします。

記

1 京都市の地域区分

平成29年度「4級地」 ⇒ 平成30年度「5級地」

※一単位の単価については変更ありません。

2 留意事項

平成30年4月利用分以降のサービス提供に係る報酬を請求する際、請求ソフトの地域区分を変更いただく必要があります。

平成29年度以前の請求につきましては、以下の級地で請求いただく必要がありますので、御注意ください。(詳細は、過去の通知を御参照ください。)

平成30年度	5級地
平成27年度～平成29年度	4級地
平成26年度	7級地
平成25年度	4級地

3 その他

今回の地域区分の変更に伴っての「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧」の本市への届出は不要です。